

○ 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条 自動車（重被牽（けん）引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一から七まで （略）

2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車をすることが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3から11まで （略）

第七十五条の二 公安委員会が自動車の使用者に対し次の表の上欄に掲げる指示をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後一年以内にその指示の区分ごとに同表の下欄に掲げる違反行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて著しく交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

| 自動車の使用者に対する指示 | 違反行為 |
|--------------------|------------------|
| 第二十二條の二第一項の規定による指示 | 最高速度違反行為 |
| 第五十八條の四の規定による指示 | 過積載をして自動車を運転する行為 |
| 第六十六條の二第一項の規定による指示 | 過労運転 |

2 公安委員会が第五十一条の四第一項の規定により標章が取り付けられた車両の使用者に対し納付命令をした場合において、当該使用者が当該標章が取り付けられた日前六月以内に当該車両が原因となつた納付命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。）を受けたことがあり、かつ、当該使用者が当該車両を使用することについて著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3 （略）

第一百七條の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一から九まで （略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反したとき。

二 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号の規定に違反したとき（当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に前項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第二項第一号に該当する場合を除く。）。

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号の規定に違反したとき（前条第二項第二号に該当する場合を除く。）。

第一百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一から六まで （略）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転したとき。

二 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつたとき。

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反したとき。

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第一号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認したとき。

五 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反したとき。

3 （略）

第一百九条の二の四 次の各号のいずれかに該当する行為（その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第三項又は第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）の規定の違反となるような行為

二 第四十七条（停車又は駐車の方法）第二項若しくは第三項又は第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

2 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

3 過失により第一項第一号の罪を犯した者は、十五万円以下の罰金に処する。

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年6月20日号外法律第57号）

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十七条の二第二項、第一百七十七条の二の二第二項、第一百八条第二項第三号、第一百九条の二、第一百九条の二の二第二項並びに第一百九条の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|---|---|
| 第二十二条の二第一項 | 当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。） | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。）第二条第二項に規定する自動車運転代行業者（以下単に「自動車運転代行業者」という。） |
| | の使用者が当該車両につき | につき自動車運転代行業者が |
| | 当該車両の使用の本拠の位置 | 運転代行業法第二条第一項に規定する自動車運転代行業（以下単に「自動車運転代行業」という。）の主たる営業所（以下単に「主たる営業所」という。）の所在地 |
| | 車両の使用者に | 自動車運転代行業者に |
| 第五十八条の四 | の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。） | （運転代行業法第二条第六項に規定する代行運転自動車（以下単に「代行運転自動車」という。）を除く。）につき自動車運転代行業者 |
| | 当該車両の使用の本拠の位置 | 主たる営業所の所在地 |
| | 車両の使用者に | 自動車運転代行業者に |
| 第六十六条の二第一項 | 当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。） | 自動車運転代行業者 |

| | | |
|------------|---|--|
| | 以下この条において同じ。) | |
| | の使用者が当該車両につき | につき自動車運転代行業者が |
| | 当該車両の使用の本拠の位置 | 主たる営業所の所在地 |
| | 車両の使用者に | 自動車運転代行業者に |
| 第七十四条第一項 | 車両等の使用者 | 自動車運転代行業者 |
| | 当該車両等を | 代行運転自動車又は運転代行業法第二条第七項に規定する随伴用自動車（以下単に「随伴用自動車」という。）その他の自動車運転代行業の用に供される車両を |
| | 車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者 | 車両の運転者並びに運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十四条の三第一項に規定する安全運転管理者及び運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十四条の三第四項に規定する副安全運転管理者 |
| 第七十四条第二項 | 車両の使用者は、当該車両 | 自動車運転代行業者は、代行運転自動車又は随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される車両 |
| 第七十四条の三第一項 | 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営む者を除く。以下同じ。））、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営む者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める | 自動車運転代行業者は、その自動車運転代行業の営業所 |

| | | |
|-------------------|--|---|
| | 台数以上の自動車の使用の本拠 | |
| 第七十四条の三第二項 | 自動車の安全な運転を | 代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項、第六項及び第八項において単に「自動車の安全な運転」という。）を |
| | 使用者の | 自動車運転代行業者の |
| 第七十四条の三第四項 | 自動車の使用者は、安全運転管理者 | 自動車運転代行業者は、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一項に規定する安全運転管理者（以下単に「安全運転管理者」という。） |
| | 内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠 | その自動車運転代行業の営業所 |
| 第七十四条の三第六項 | 安全運転管理者等が | 安全運転管理者等（安全運転管理者又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第四項に規定する副安全運転管理者をいう。以下同じ。）が |
| | 自動車の使用者 | 自動車運転代行業者 |
| 第七十四条の三第七項から第九項まで | 自動車の使用者 | 自動車運転代行業者 |
| 第七十五条第一項 | 自動車（ | 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等は、その自動車運転代行業の業務に関し、自動車（ |
| | 使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」とい | 運転者 |

| | | |
|---------------|---|--|
| | う。)は、その者の業務に関し、自動車の運転者 | |
| | 掲げる行為 | 掲げる行為（代行運転自動車については、第五号及び第六号に掲げるものを除く。） |
| 第七十五条第一項第七号 | 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。） | 第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四、第四十九条の五後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為 |
| 第七十五条第二項 | 自動車の使用者等 | 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等 |
| | 自動車の運転者 | 随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者 |
| | 行為 | 行為（随伴用自動車の運転者については、同項第五号又は第六号に掲げるものに限る。） |
| | 自動車の使用者がその者 | 自動車運転代行業者がその自動車運転代行業 |
| | 当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置 | 主たる営業所の所在地 |
| | 自動車の使用者に | 自動車運転代行業者に |
| 第七十五条第九項及び第十項 | 自動車の使用者 | 自動車運転代行業者 |
| 第七十五条の | 第百十九条の二の二第二項 | 第百十九条の二の二第二項、 |

| | | |
|-----------------|--------------------------|---|
| 付記 | | 第百十九条の三第二項第一号 |
| 第七十五条の二第一項 | 自動車の使用者 | 自動車運転代行業者 |
| | 当該使用者に係る | その指示に係る |
| | 使用者が | 自動車運転代行業者が |
| | 当該自動車の使用の本拠の位置 | 主たる営業所の所在地 |
| | 当該使用者に対し | 当該自動車運転代行業者に対し |
| | できる。 | できる。ただし、当該違反行為が代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が行う最高速度違反行為又は過労運転である場合は、この限りでない。 |
| 第七十五条の二第二項 | の使用者 | (随伴用自動車を除く。)の使用者である自動車運転代行業者 |
| | 当該使用者 | 当該自動車運転代行業者 |
| | 当該車両の使用の本拠の位置 | 主たる営業所の所在地 |
| 第百十七条の二第二項第一号 | 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号 | 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。) |
| 第百十七条の二第二項第二号 | 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号 | 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。) |
| 第百十七条の二の二第二項第一号 | 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号 | 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号(運転代行業法第十九条第一項の |

| | | |
|-----------------|--------------------------|---|
| | | 規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。) |
| 第百十七条の二の二第二項第二号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。) |
| 第百十七条の二の二第二項第三号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。) |
| 第百十八条第二項第三号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。) |
| | 第五号 | 第五号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) |
| 第百十八条第二項第四号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) |
| 第百十九条第二項第四号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用さ |

| | | |
|------------------|------------------------------------|---|
| | | れる場合を含む。) |
| 第百十九条第 二項第五号 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) |
| | 第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項 | 第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) |
| | 第二項の | 第二項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の |
| 第百十九条の 二 | 第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項 | 第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) |
| | 第四項 | 第四項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) |
| | 同条第六項 | 第七十四条の三第六項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) |
| | 第八項 | 第八項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) |
| 第百十九条の 二の二第二項 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反 |

| | | |
|---------------|----------|---|
| | | したとき（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）をすることを命じ、又は容認した場合に限る。） |
| 第百十九条の三第二項第一号 | 又は とき | 若しくは とき又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき（前条第二項の規定に該当する場合を除く。） |

- 2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第二項、第百十七条の二の二第二項、第百十八条第二項第三号及び第百十九条の二の二第二項の規定を適用する。
- 3 自動車運転代行業者が行う安全運転管理者等の選任及び解任については、道路交通法第七十四条の三第五項の規定は、適用しない。
- 4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第百十九条の三第二項第一号（同法第五十一条の五第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。